

# 四半期報告書

(平成25年度第2四半期)

自 平成25年7月1日  
至 平成25年9月30日

三菱自動車工業株式会社

目                  次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移 .....	1
2 事業の内容 .....	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク .....	2
2 経営上の重要な契約等 .....	4
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	5

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況 .....	11
(1) 株式の総数等 .....	25
(2) 新株予約権等の状況 .....	25
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 .....	25
(4) ライツプランの内容 .....	25
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移 .....	26
(6) 大株主の状況 .....	27
(7) 議決権の状況 .....	29
2 役員の状況 .....	30

第4 経理の状況 .....

1 四半期連結財務諸表 .....	31
(1) 四半期連結貸借対照表 .....	32
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 .....	34
四半期連結損益計算書 .....	34
四半期連結包括利益計算書 .....	35
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 .....	36
2 その他 .....	42

第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....

[四半期レビュー報告書]

[確認書]

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書  
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成25年11月13日  
【四半期会計期間】 平成25年度第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）  
【会社名】 三菱自動車工業株式会社  
【英訳名】 MITSUBISHI MOTORS CORPORATION  
【代表者の役職氏名】 取締役社長 益子 修  
【本店の所在の場所】 東京都港区芝五丁目33番8号  
【電話番号】 (03) 3456-1111 (大代表)  
【事務連絡者氏名】 連結経理部長 落合 啓二  
（「第一部第3提出会社の状況」に関する事項については  
 総務部長 南村 章）  
【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目33番8号  
【電話番号】 (03) 3456-1111 (大代表)  
【事務連絡者氏名】 連結経理部長 落合 啓二  
（「第一部第3提出会社の状況」に関する事項については  
 総務部長 南村 章）  
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次		平成24年度 第2四半期 連結累計期間	平成25年度 第2四半期 連結累計期間	平成24年度
会計期間		自平成24年4月1日 至平成24年9月30日	自平成25年4月1日 至平成25年9月30日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高	百万円	859,960	929,004	1,815,113
経常損益	百万円	31,648	60,973	93,903
四半期(当期)純損益	百万円	30,060	46,730	37,978
四半期包括利益又は包括利益	百万円	7,516	47,373	88,459
純資産額	百万円	272,270	396,047	351,227
総資産額	百万円	1,257,425	1,398,114	1,452,809
1株当たり四半期(当期) 純損益金額	円	54.08	75.44	66.05
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	円	29.58	47.45	37.09
自己資本比率	%	20.90	27.61	23.42
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	53,310	50,508	172,227
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△35,934	△25,126	△114,327
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△29,910	△90,372	△8,310
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	百万円	293,521	298,129	361,167

回次		平成24年度 第2四半期 連結会計期間	平成25年度 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自平成24年7月1日 至平成24年9月30日	自平成25年7月1日 至平成25年9月30日
1株当たり四半期 純損益金額	円	18.03	48.78

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。  
 2. 売上高は、消費税等を含んでいない。  
 3. 平成25年8月1日付で普通株式10株を1株の割合で併合しており、平成24年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純損益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定している。

#### 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はない。  
 また、主要な関係会社における異動もない。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、この四半期報告書提出日現在までの間において変更及び追加すべき事項が生じている。下記は、当該有価証券報告書の「事業等のリスク」について、当該変更及び追加すべき事項が全般にわたるため、これらを反映し、その全体を一括して記載したものである。

なお、文中の将来に関する事項は、この四半期報告書提出日現在において当社が判断したものである。

当社グループの経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがある。

#### (1) 国内外の経済情勢及び社会情勢の影響

当社グループの当連結会計年度売上高に占める海外売上高比率は約8割であり、日本のほか、当社グループの今後の地域戦略の中心を担うアセアン諸国その他の新興市場国等の経済情勢及び社会情勢が変化した場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。また、海外市场における事業展開には、法制や税制の変更、政治・経済情勢の変化、インフラの未整備、人材確保の困難性、テロ等の非常事態、伝染病の流行等といったリスクが内在しており、当該リスクの顕在化により、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

#### (2) 自動車業界の競争激化の影響

自動車業界は過剰生産能力等を背景として、世界的な競争が熾烈化しており、価格競争などにより販売インセンティブや効果的な広告宣伝活動が販売促進及びマーケットシェアの維持に不可欠になっている。こうした価格競争や販売インセンティブ等の増加は当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

また、自動車業界の競争の熾烈化に伴い、新製品の開発サイクルがより短期的となっている中、価格、品質、安全性等の様々な面で顧客のニーズを捉えた新製品を適時・適切に提供できない場合、また当社の戦略商品が市場に十分に受け入れられない場合には、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。さらに、当社グループが競争力の維持強化に向けた施策を今後効果的に講じることができない場合には、製品の需要の低下等により、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

#### (3) 自然災害や事故等の影響

当社グループは、日本及び世界各地に製造拠点等の設備を有しており、当該各地で大規模な地震・台風・洪水等の自然災害や火災等の事故、感染症の発生により、当社グループ又はその取引先の操業の中止等の重大な支障をきたす場合がある。これらは発生可能性が高く当社グループ事業へ影響が大きいと想定されるシナリオに基づき事業継続計画・災害対策の取組整備を進めているが、想定を超える規模で発生した場合は当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

#### (4) 法規制等の影響

当社グループは、事業を展開する各国において地球環境保護や製品の安全性に関連する規制等、様々な法規制の適用を受けており、当社グループが当該法規制に適応し又はこれを遵守できない場合、またそれにより制裁を受けた場合、改正・強化された新たな規制への適応又は遵守のために多額の費用が生じる場合などは当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

#### (5) 製品の原価変動の影響

当社グループは、多数の取引先から原材料及び部品等を購入し、製品の製造を行っており、需要及び市況変動により当社製品の製造原価が上昇した場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

#### (6) 為替変動の影響

当社グループの当連結会計年度売上高に占める海外売上高比率は約8割であり、このうち外貨建債権債務については為替予約等によりリスク低減に努めているが、為替相場が変動した場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

#### (7) 調達金利変動の影響

当社の連結有利子負債残高（短期借入金及び長期借入金の合計額）は、平成25年9月末時点では2,816億円であり、同日時点での当社の連結現預金残高は3,297億円であるため、その影響は一部軽減されるものの、今後の金融情勢の変化による調達金利の変動により当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

#### (8) 計画前提と現実との相違等により中期経営計画における目標を達成できない場合の影響

当社グループは、中期経営計画を策定し、中期的な事業戦略を定めているが、中期経営計画の前提が現実と異なることとなった場合、また、本項記載の他のリスクが顕在化した等の場合には、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

#### (9) 製品の品質・安全性の影響

当社グループによる製品の品質向上及び安全性の確保の努力にかかわらず、製品の欠陥又は不具合によるリコール又は改善対策等が大規模なものとなり、又は大規模な製造物責任を追及された場合には、多額の費用負担、当社製品への評価及び需要の低下等により、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

#### (10) 訴訟等の影響

当社グループが、事業を遂行していく上で、ユーザー、取引先や第三者との間で訴訟等が発生し、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

また、現時点で係争中の法的手続に対する判決等が当社グループの主張、予測と異なる結果となる場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

当社は、平成22年2月20日、当社のエジプトにおける旧販売会社であるMASRIA Co., Ltd（以下「原告」という。）から、当社による同社との販売店契約の解約について、9億米ドルの損害賠償請求を含む訴訟を提起されている。これにつき平成22年10月26日に第一審裁判所、平成24年7月3日に控訴審裁判所のそれぞれにおいて原告の請求を却下する旨の判決があつたが、原告がこれに対し、平成24年7月21日付で上告したため、本件は上告審に係属中である。

当社による解約通知は販売店契約に従つてなされた合法的なものであり、原告の請求原因には合理性がないことなどから、現時点において、本訴訟は当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼすものではないと判断している。

#### (11) 他企業との提携の影響

当社グループは、事業を展開する上で国内外の自動車メーカーをはじめ、他社と様々な提携活動を行っているが、提携先固有の事情、提携先との協議の不調等、当社グループの管理できない要因により、提携の目的を十分に達成できない場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

#### (12) 特定調達先への依存の影響

当社グループは、原材料及び部品等を多数の取引先から調達している。より高い品質、技術をもつたものをより競争力のある価格で調達しようとする場合、発注が特定の調達先に集中することがある。また特別な技術を要する部品等については提供できる調達先が限定されることがある。そのため、予期せぬ事由によりそれらの調達先からの供給が停止した場合又は適時に競争力のある価格で調達ができない場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

#### (13) 顧客、取引先等の信用リスクの影響

当社グループは、顧客や、販売業者、金融事業によるリース先等の取引先の信用リスクを有している。かかる信用リスクに基づく損失が当社グループの想定を上回る場合には、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

#### (14) 知的財産権侵害の影響

当社グループは、他社製品との差別化のため、技術・ノウハウ等の知的財産を保護するとともに、第三者の知的財産権に対する侵害の予防に努めている。しかしながら、第三者が当社グループの知的財産を不当に使用した類似商品を製造・販売したり、世界各国における法規制上、当社グループの知的財産権の保護に限界があることで販売減少や訴訟費用が発生した場合、あるいは、予期せぬ第三者の知的財産権侵害のために製造販売の中止、賠償金支払、当社製品への評価及び需要の低下等が生じた場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

#### (15) 情報技術及び情報セキュリティの影響

当社グループの運営や製品等に利用する情報技術及びネットワークやシステムについては、ハッカーやコンピュータウィルスによる攻撃、不正使用やインフラ障害等により支障を来たすおそれがあり、その結果、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。当社グループは、個人情報を含むグループ内外の機密情報を保有しており、当該情報が不正に外部に流出した場合、当社グループの社会的信用及び経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

#### (16) 普通株式及び優先株式の発行並びに資本再構築プランによる影響

当社は、平成16年6月、7月、平成17年3月及び平成18年1月に各種優先株式を発行した。このうち平成16年6月発行の第2回A種優先株式、平成16年7月発行の第1回乃至第3回B種優先株式及び第3回A種優先株式はすべて普通株式に転換が完了しており、残る第1回A種優先株式及び第1回乃至第4回G種優先株式については資本再構築プランの実施により可能な限り全て消却することを目指すが、その全てを消却できない場合には、将来の転換による普通株式の発行により当社普通株式の希薄化が生じ、株価に影響を及ぼす可能性がある。但し、当社は、第1回A種優先株式及び第1回乃至第4回G種優先株式の株主である本優先株主との間で、資本再構築プランによる場合を除き、本優先株主が（三菱重工業については自ら及び三菱重工業子会社をして）第1回A種優先株式及び第1回乃至第4回G種優先株式の取得請求権を平成29年6月末日までの間行使しないことを合意している（後記「対処すべき課題」

「II 「三菱自動車 資本再構築プラン」について」 「③ 当社による優先株式の取得及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使」を参照されたい。）。また、資本再構築プランにおいて予定されている本増資及び優先株式の転換等により普通株式が発行された場合、当社普通株式の希薄化が生じるため、株価に影響を及ぼす可能性がある。資本再構築プランの実行後も、株主3社合計の議決権比率を34%以上35%未満とし、同時に当社は引き続き三菱重工業の持分法適用関連会社である予定だが、株主3社の利害が当社の他の株主の利害と一致する保証はない。さらに、資本再構築プランにおける公募等による増資の実施後も三菱重工業を除く本優先株主の全部又は一部が優先株式を保有し続ける可能性があり、その場合には、一定の重要な事項について種類株主による種類株主総会の決議が必要となり、三菱重工業を除く本優先株主が当該事項について事実上拒否権を有することとなる。他方、株主3社の全部又は一部が、将来のある時点において、当社の議決権の全部又は一部を有しなくなる可能性もある。

## 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間の自動車業界を取り巻く事業環境は、超円高が是正され米国経済も緩慢ながら拡大を続ける一方で、ユーロ圏は低迷が続き、新興国経済の変調、中東や北アフリカでの地政学リスクの高まり、米国の財政・金融政策を巡る不透明感など、依然として不安定な状況にあった。

このような事業環境の中、当第2四半期連結累計期間の当社グループの業績は、売上高は9,290億円（前年同期比+690億円、同+8%）となった。営業利益は、広告宣伝費など販売費の増加や車種構成等の悪化はあったが、為替の好転に加え資材費等コスト低減の寄与もあり、508億円（前年同期比+200億円、同+65%）となった。経常利益は、610億円（前年同期比+294億円、同+93%）となり、純利益は、467億円（前年同期比+166億円、同+55%）となった。なお、前年同期は有価証券の売却益114億円を特別利益として計上している。

販売台数（小売）は、新車投入効果などにより499千台（前年同期比+21千台、同+4%）となった。地域別には、日本では、登録車は前年同期を下回ったものの、6月より販売を開始した新型『eKワゴン』『eKカスタム』の好調な立ち上がりにより、66千台（前年同期比+3千台、同+5%）となった。北米では、米国で昨年生産を終了した『ギャラン』の台数減少を、主力車種の『アウトランダースポーツ』や6月に投入した新型『アウトランダー』の増加で補うと共に、カナダ・メキシコでの増加により、地域合計では45千台（前年同期比+2千台、同+3%）となった。欧州では、ロシアで総需要の減少に伴い3千台減少の37千台となったが、西欧では同じく総需要が減少する中、新型『アウトランダー』新型『ミラージュ』の投入などにより40千台と前年同期を上回り、地域全体では91千台（前年同期比+1千台、同+1%）となった。アセアンでは、フィリピンやインドネシアなどで増加したものの、タイで政府によるファーストカーバイープログラム終了の影響などにより減少し、全体でも前年同期を下回った。一方、北アジアでは昨年9月に広汽三菱が立ち上がったことや、豪州・ニュージーランドで新型『アウトランダー』新型『ミラージュ』を中心に台数を伸ばし、中南米、中東・アフリカの各地域でも前年同期を上回ったことから、アジア・その他地域合計で297千台（前年同期比+15千台、同+6%）となった。

当社の報告セグメントの業績は次のとおりである。

##### ① 自動車

当第2四半期連結累計期間における自動車事業に係る売上高は、9,231億円（前年同期比+681億円、同+8%）となり、営業利益は、498億円（前年同期比+204億円、同+70%）となった。

##### ② 金融

当第2四半期連結累計期間における金融事業に係る売上高は、59億円（前年同期比+10億円、同+19%）となり、営業利益は10億円（前年同期比△4億円、同△34%）となった。

なお、当社及び連結子会社の所在地を基礎として区分した業績<sup>(注)</sup>は次のとおりである。

##### ① 日本

売上高は、売上台数の増加により、7,887億円（前年同期比+884億円、同+13%）となり、営業利益は266億円と黒字に転換した。（増収、黒字化）

##### ② 北米

売上高は、売上台数の増加や為替の円高は正影響により、1,273億円（前年同期比+496億円、同+64%）となり、営業損失も1億円と赤字が縮小した。（増収、赤字縮小）

##### ③ 欧州

売上高は、為替の円高は正影響があったものの、売上台数の減少などにより、456億円（前年同期比△179億円、同△28%）となり、営業利益も22億円（前年同期比△44億円、同△67%）となった。（減収、減益）

##### ④ アジア・オセアニア・その他地域

売上高は、売上台数の増加により、4,068億円（前年同期比+167億円、同+4%）となったが、営業利益は286億円（前年同期比△63億円、同△18%）となった。（増収、減益）

(注) 売上台数及び売上高、営業損益は連結財務諸表の注記事項（セグメント情報等）の補足情報の内容を記載している。具体的には、日本については当社及び国内連結子会社、海外については、各地域に所在する海外連結子会社の業績を説明している。従って、当社が公表している外部顧客の所在地を基礎として区分した地域別業績（売上高、営業利益）の値とは異なる。

## (2) 財政状態

当第2四半期連結会計期間末の総資産は1兆3,981億円（前年度末比△547億円）となった。そのうち現金預金残高は3,297億円（前年度末△798億円）である。負債合計は1兆21億円（前年度末比△995億円）となった。そのうち有利子負債残高は、2,816億円（前年度末比△828億円）である。純資産は、3,960億円（前年度末比+448億円）となった。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は2,981億円となり、期首残高から631億円減少した。キャッシュ・フローの状況は次のとおりである。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金調整前四半期純利益の増加により505億円の収入となった。（前年同期は533億円の収入）

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、設備投資などにより、251億円の支出となった。（前年同期は359億円の支出）

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、有利子負債を圧縮したことなどにより904億円の支出となった。（前年同期は299億円の支出）

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

前事業年度の有価証券報告書に記載した「対処すべき課題」について、当該有価証券報告書の提出日以後、この四半期報告書提出日現在までの間において変更すべき事項が生じている。下記は、当該有価証券報告書の「対処すべき課題」について、当該変更すべき事項が全般にわたるため、これらを反映し、その全体を一括して記載したものである。

なお、文中の将来に関する事項は、この四半期報告書提出日現在において当社が判断したものである。

今後を展望すると、自動車業界を取り巻く事業環境は、短期的には超円高の是正や低迷していた欧州経済の底打ちなど、明るい兆しも見られる一方で、米国の財政・金融問題を巡る混乱や新興国経済の変調といった先行きの不透明感も拭えない状況の中、中長期的には新興国市場の成長と成熟国市場の停滞、更なる世界的な競争激化など、引き続き大きな変化が見込まれる。

このような事業環境の中で、当社は、平成25年11月6日に、(i)今後の当社グループの成長を目指し、平成26年度から平成28年度までの3年間を対象とする新たな中期経営計画「ニューステージ2016」（以下「新中期経営計画」という。）、及び(ii)継続的な株主還元と当社の持続的成長を支える経営基盤の確立を目的として、「三菱自動車 資本再構築プラン」（以下「本プラン」又は「資本再構築プラン」という。）を策定した。

### I 中期経営計画「ニューステージ2016」について

当社は、新中期経営計画において、「戦略商品投入による売上高の増大」、「三菱自動車らしさの追求」、「アセアン地域の生産体制強化」、「新興国に強みを持つSUV系ブランドの確立」、「協業を通じた経営リソースの有効活用」の5つを基本方針とし、更なる成長を目指して、以下の諸施策に取り組んでいく。

#### ① 戦略商品投入による売上高の増大

当社グループ全世界の売上の大半を占めるピックアップトラック・SUV・クロスオーバー系車種を戦略商品と位置づけ、このうち当社の基幹車種と言える『トライトン』・『パジェロスポーツ』について、それぞれ平成26年度・平成27年度に相次いで新型車を投入することを計画している。この他、新型『RVR』、新型『デリカD:5』、新型『パジェロ』の開発や、プラグインハイブリッドEV車両の展開拡大に向けた技術開発なども進めており、これらの戦略商品・技術を平成27年度以降、順次市場に投入していくことで、売上高の増大に繋げる予定である。

## ② 次世代技術開発の推進

当社は、「環境への貢献」、「走る歓び」、「確かな安心」を技術展開における3本柱に掲げており、このコンセプトのもと次世代技術開発を推進する。具体的には、(i)電動車両生産比率の向上、(ii)走行性能と環境性能を両立する次世代エンジンの開発、(iii)四輪駆動の統合制御技術『S-AWC』や先進予防安全技術『e-Assist』などの進化と展開車種の拡大、(iv)スマートフォンを介してクルマをインターネットにつなぐコネクテッドカー技術の採用を通じたクルマのIT化等の諸施策を講じることにより、引き続き次世代技術開発を推進していく。

## ③ 地域戦略の深掘り

当社グループがこれまで取り組んできた新興国での事業強化に向けた事業基盤の整備の効果を着実に具現化させ、アジアを中心とした新興国における事業の売上高及び収益の拡大を更に推進させる。また、成熟国事業の構造改革を、新興国事業の強化とともに車の両輪と捉え、成熟国における収益改善に向けた取り組みを加速させる。

## ④ 事業構造の改革

当社は、事業構造の改革を積極的に進めることで、コストの抜本的な改善に取り組む予定である。具体的には、需要の伸びが見込まれる新興市場での生産を拡大させる一方、成熟国での生産能力の適正化や、国内工場では効率化・新世代化を進めることでグローバルでの生産能力の最適バランスの実現を目指す。一方で、日本においても、日産自動車との軽自動車の企画・開発合弁会社であるNMKVにおけるプロジェクトを通じて、軽自動車生産拠点の稼働率向上を進めており、今後も積極的に、協業を通じた経営リソースの有効活用を図っていく。また、カーラインの整理・統合等によるコスト削減を進める。さらに、当社グループ全体で、トータルコストの低減に向けた活動も継続する。

## ⑤ 安定した経営基盤の確保

上記の各施策を実行するため、更なる新興市場での体制強化や、商品力を高めるための先行研究、環境対応などの先端技術開発を推進すべく、積極的に設備投資を実施し、研究開発費を投入する計画である。また、他自動車メーカーとの協業を通じて収益機会を追求するとともに、経営リソースの有効活用を図っていく。

## ⑥ 品質改革への取り組み

クルマに関わる全ての品質において業界トップレベルを目指し、当社グループを挙げて品質改革への取り組みに注力していく。

これらの諸施策への取り組みを通じて、当社グループの更なる競争力向上を図り、着実な成長軌道に乗せるべく努めていく。

なお、当社グループは全ての事業活動を行うにあたり、今後もコンプライアンスを最優先に考え、お客様や社会からの信頼を損なうことのない誠実な企業として、社会や環境への配慮を強化していく。

また、内部統制システムの不断の見直しを行うことで、一層のガバナンスの強化を図り、法令の遵守、業務執行の適正性・効率性の確保等に向けた改善、充実に努めていく。

## II 「三菱自動車 資本再構築プラン」について

当社は、平成16年に事業再生を開始して以来、業績及び財務体質の改善に取り組んできたが、十分な分配可能額がなく、また、優先株式に対する潜在的な優先配当負担に鑑み、普通株主に対して剩余金の配当を行うことができず、さらに、優先株式の普通株式への転換により普通株式の希薄化が生じる可能性があることも、当社が普通株主への利益還元を推進する上での障害となっている。なお、優先株式に対しては、これまで優先配当の支払実績はない。

今般、当社は、これまでの取り組みの結果、当社の事業基盤・収益性の強化及び財務体質の改善に一定の進捗が見られたことを踏まえ、当社普通株式の公募増資（以下「本公募増資」という。）を実施し、その発行手取金を原資に優先株式を発行価額よりも低い価格で取得することによって、優先株式の全量処理を目指し、将来における優先株式の普通株式への転換による希薄化が生じる可能性を抑制するとともに、普通株式に対する復配を実現し、もって、継続的な株主還元と当社の持続的成長を支える経営基盤の確立を目的とする本プランを策定した。

本プランの実施に関し、当社は、三菱重工業株式会社（以下「三菱重工業」という。）、三菱商事株式会社（以下「三菱商事」という。）、株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「三菱東京UFJ銀行」という。）及び三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「三菱UFJ信託銀行」という。）（以下、三菱重工業、三菱商事及び三菱東京UFJ銀行を併せて「株主3社」といい、株主3社及び三菱UFJ信託銀行を併せて「本優先株主」という。）との間で、以下に記載された内容が規定された資本政策に関する覚書を締結している。

本プランの内容は、以下のとおりである。

## ① 公募増資の実施

当社は、平成25年12月26日に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」という。）並びに普通株式、第1回A種及び第1回乃至第4回G種優先株式に係る各種類株主総会（以下、併せて「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会を併せて「本臨時株主総会等」という。）で当社提案の議案が全て可決された場合、当社は、平成26年6月30日までに本公司増資及びこれに付随するグリーンシュー・オプションの行使による第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といい、本公司増資と併せて「本増資」という。）を行うことを予定している。但し、本増資の具体的な発行時期、発行条件及び発行総額等は未定であり、当社が諸般の状況を勘案の上で決定する。

## ② 資本金等の額の減少

当社が本増資を行うことを決定し、その後本増資の払込みが完了した場合には、当社は、本増資の各払込期日と同日付にて、本増資によりそれぞれ増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額を減少させる予定である（以下、かかる資本金及び資本準備金の額の減少を「本資本金等の額の減少」という。）。

## ③ 当社による優先株式の取得及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使

当社が本公司増資を行うことを決定し、その後本公司増資の払込み及び本資本金等の額の減少が完了した場合、本第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、(a)当社は、取得される各種の優先株式の数に、下記「④本臨時株主総会等への定款変更案及び優先株式の取得についての議案の付議」に記載される各種類の優先株式1株あたりの取得価格（発行価額からディスカウントした価格となっている。）を乗じた額の合計が、本資本金等の額の減少により減少した額を超えない範囲で、三菱商事、三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行より取得可能な最大数の優先株式を取得し、三菱商事、三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行は当該優先株式を当社に譲り渡す予定である。

また、(b)株主3社は、その直接又は間接に保有する優先株式の全部又は一部について普通株式を対価とする取得請求権を行使して、普通株式を取得することにより、株主3社が当社の総株主の議決権の数の34%以上35%未満を直接又は間接に保有し、かつ、三菱重工業は当社を引き続き持分法適用関連会社とする予定である。具体的には、株主3社は、その直接保有する優先株式の全部又は一部について普通株式を対価とする取得請求権を行使して普通株式を取得するとともに、三菱重工業は、当社を引き続き持分法適用関連会社とする目的で、(i)本第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、三菱東京UFJ銀行との間で三菱重工業が三菱東京UFJ銀行の保有する優先株式を譲り受ける株式譲渡契約を締結するとともに、(ii)完全子会社（以下「三菱重工業子会社」という。）を設立し、本第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、三菱重工業子会社を営業者とし三菱商事及び三菱東京UFJ銀行を匿名組合員として、三菱商事及び三菱東京UFJ銀行からそれぞれその保有する優先株式の匿名組合出資を受ける匿名組合契約を締結する予定であり、(iii)上記株式譲渡契約及び匿名組合契約に基づき三菱重工業自ら又は三菱重工業子会社が取得する優先株式を、上記のとおり普通株式に転換する予定である。その結果、三菱重工業は、三菱重工業子会社分を含めて、当社の総株主の議決権の数の20%以上を保有する予定である。また、当社及び三菱重工業は、平成25年12月10日を目指として、三菱重工業が当社に対して開発・品質面での技術支援を行う旨の技術支援契約を締結する予定である。

当社は、(c)本優先株主との間で、各本優先株主が、平成29年6月末日までの間、上記本プランにより行う場合を除き、その保有する（三菱重工業については、自ら又は三菱重工業子会社において保有する）当社優先株式について、譲渡等の処分を行わず、優先株式については普通株式を対価とする取得請求権を行使しないこと、(d)三菱重工業との間で、平成29年6月末日までの間、上記本プランにより行う場合を除き、自ら又は三菱重工業子会社において保有する当社普通株式について、譲渡等の処分を行わない方針であることを確認している。これにより、三菱重工業は、当社の新中期経営計画期間中、基本的に当社を持分法適用関連会社として維持・継続する予定である。

また、当社は、三菱重工業を除く本優先株主各社との間で、本プランの実施後も優先株式が残存する場合は、剰余金の配当を行った後の当社の分配可能額の範囲内かつ当社の事業の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、当該優先株式の全てを、平成29年6月末日までに、金銭対価の取得条項（詳細は下記「④本臨時株主総会等への定款変更案及び優先株式の取得についての議案の付議」を参照されたい。）により取得することを合意している。

④ 本臨時株主総会等への定款変更案及び優先株式の取得についての議案の付議

本プランを実施する前提として、当社は、平成25年12月26日に本臨時株主総会等を開催し、(a)発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を12億5,000万株から15億7,500万株へそれぞれ変更する定款の一部変更、(b) 優先株式の内容の変更に係る定款の一部変更 ((i)優先配当金額の減額（各優先株式1株につき50,000円から20,000円への引下げ）、(ii)転換請求権の転換可能期間の変更（平成26年6月30日までは毎営業日転換可能とする）、(iii)転換価額の変更（平成26年6月30日までは、本公司増資の払込金額の決定日における終値（但し、定款変更前と同様の下記上限転換価額及び下限転換価額に服する。）に修正される。）、及び(iv)平成26年4月1日から平成29年6月30日までの間、上記③(a)のとおり本プランに従い取得される場合と同一の1株あたり取得価格の金額を対価とする金額対価の取得条項の新設）、並びに(c)以下の内容の優先株式の取得（詳細は上記「③ 当社による優先株式の取得及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使」を参照されたい。）についての議案を本臨時株主総会等にて諮る予定である。なお、上記(b)の定款の一部変更については、当社が平成26年6月末日までの最初に行う本公司増資の払込みを条件として、本公司増資の払込期日にその効力が生じるものとする。

<上限転換価額及び下限転換価額>

	下限転換価額	上限転換価額
第1回A種優先株式	540円	1,080円
第1回G種優先株式	520円	1,050円
第2回G種優先株式	710円	1,430円
第3回G種優先株式	690円	1,390円
第4回G種優先株式	770円	2,580円

<優先株式の取得についての議案の内容>

取得する 株式の種類	取得価格の総額 (上限)	取得株式数 (上限)	1株あたり取得価格 (注)	発行価額からの ディスカウント率
第1回A種優先株式	358億7,000万円	42,200株	850,000円	(15%)
第1回G種優先株式	1,105億円	130,000株	850,000円	(15%)
第2回G種優先株式	1,128億2,331万円	168,393株	670,000円	(33%)
第3回G種優先株式	70億3,800万円	10,200株	690,000円	(31%)
第4回G種優先株式	186億円	30,000株	620,000円	(38%)

(注) 当社は、第三者評価機関であるプライスウォーターハウスクーパース株式会社から「優先株式価値分析報告書」を取得しており、取得価格は、かかる報告書の算定結果の価格レンジに入っている。

当社が優先株式を取得することができる期間：本臨時株主総会等終結の日から平成26年6月30日まで

但し、株主3社は、上記のとおり、その保有する優先株式の全部又は一部について普通株式を対価とする取得請求権を行使する予定であり、これにより、当社が取得することとなる優先株式の数は上記の取得株式数の上限よりも少なくなる予定である。

当社は、本プランに基づく上記諸施策を実施することにより、成長戦略とのバランスを取りつつ、安定配当の継続を目指す。

さらに、現時点での当社の希薄化後ベースでの普通株式の総数（優先株式が全て各転換価額の下限で普通株式に転換されたと仮定した場合）は約12.42億株であるが、本プランの実施（本公募増資及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使による普通株式の発行）により、これを減少させることができる見込みである（注）。本プランでは、普通株式の発行により優先株式の取得資金を調達するため、自己資本を減少させずに当社資本を優先株式から普通株式に入れ替えることができ、これにより今後の成長戦略から得られる利益を普通株主に還元することが可能となる。

(注) 本プランの実施後も優先株式の一部が残存する可能性があるが、本優先株主との間で、上記「③ 当社による優先株式の取得及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使」のとおり、本優先株主による優先株式の譲渡等の処分及び普通株式を対価とする取得請求権の行使が制限され、また、剰余金の配当を行った後の当社の分配可能額の範囲内かつ当社の事業の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、当社が平成29年6月末日までに当該優先株式の全部を金銭対価の取得条項により取得することとされていることから、上記のとおり見込んでいるものである。

#### (5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、16,628百万円である。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	1,250,000,000
A種優先株式	381,600
B種優先株式	374,000
C種優先株式	500,000
D種優先株式	500,000
E種優先株式	500,000
F種優先株式	500,000
G種優先株式	500,000
計	1,250,000,000

(注) 1. 「発行可能株式総数」欄には、平成25年9月30日現在の当社定款に記載されている株式の総数を記載している。

2. 当社の発行可能株式総数は1,250,000,000株であり、普通株式及び各種類株式の発行可能種類株式総数の合計数ではない。

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数（株） (平成25年9月30日)	提出日現在発行数（株） (平成25年11月13日) (注) 1	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	622,893,974	622,893,974	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株 権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式 (注) 13, 14
第1回 A種優先株式 (注) 2	42,200	42,200	—	単元株式数 1株 (注) 3, 4, 5, 10, 11, 12
第1回 G種優先株式 (注) 2	130,000	130,000	—	単元株式数 1株 (注) 3, 4, 6, 10, 11, 12
第2回 G種優先株式 (注) 2	168,393	168,393	—	単元株式数 1株 (注) 3, 4, 7, 10, 11, 12
第3回 G種優先株式 (注) 2	10,200	10,200	—	単元株式数 1株 (注) 3, 4, 8, 10, 11, 12
第4回 G種優先株式 (注) 2	30,000	30,000	—	単元株式数 1株 (注) 3, 4, 9, 10, 11, 12
計	623,274,767	623,274,767	—	—

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成25年11月1日からこの四半期報告書提出日までの優先株式の普通株式への転換による増減は含まれていない。

2. 第1回A種優先株式、第1～4回G種優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。
3. 第1回A種優先株式、第1～4回G種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりである。

(1) 普通株式の株価の下落により取得価額（転換価額）が下方に修正された場合、取得請求権（転換請求権）の行使により交付される普通株式数が増加する。なお、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、取得価額（転換価額）、下限取得価額（下限転換価額）及び上限取得価額（上限転換価額）について所定の調整が行われることがある。

(2) 取得価額（転換価額）の修正の基準及び頻度

①修正の基準

転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値

②修正の頻度（該当日が営業日でない場合には翌営業日）

第1回A種優先株式：平成17年10月1日から平成26年6月10日までの毎月10日

第1回G種優先株式：平成17年10月1日以降のうち、毎月10日

第2回G種優先株式：平成17年10月1日以降のうち、毎月10日

第3回G種優先株式：平成17年10月1日以降のうち、毎月10日

第4回G種優先株式：平成19年10月1日以降のうち、毎月10日

(3) 取得価額（転換価額）の下限及び取得請求権（転換請求権）の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

①取得価額（転換価額）の下限

第1回A種優先株式：540円

第1回G種優先株式：520円

第2回G種優先株式：710円

第3回G種優先株式：690円

第4回G種優先株式：770円

②取得請求権（転換請求権）の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

第1回A種優先株式：78,148,148株

（平成25年10月31日現在における第1回A種優先株式の発行済株式総数42,200株に基づき算定。同日の普通株式の発行済み株式総数の12.54%）

第1回G種優先株式：250,000,000株

（平成25年10月31日現在における第1回G種優先株式の発行済株式総数130,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済み株式総数の40.13%）

第2回G種優先株式：237,173,239株

（平成25年10月31日現在における第2回G種優先株式の発行済株式総数168,393株に基づき算定。同日の普通株式の発行済み株式総数の38.07%）

第3回G種優先株式：14,782,608株

（平成25年10月31日現在における第3回G種優先株式の発行済株式総数10,200株に基づき算定。同日の普通株式の発行済み株式総数の2.37%）

第4回G種優先株式：38,961,038株

（平成25年10月31日現在における第4回G種優先株式の発行済株式総数30,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済み株式総数の6.25%）

(4) 当社の決定による第1回A種優先株式及び第1～4回G種優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項

第1回A種優先株式については、当該優先株式の全部の取得を可能とする強制転換条項がある。

第1～4回G種優先株式については、当該優先株式の全部の取得を可能とする強制転換条項はない。

4. 第1回A種優先株式、第1～4回G種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりである。

(1) 権利の行使に関する事項について所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはない。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはない。

5. 第1回A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（1）に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第1回A種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第1回A種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第1回A種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して支払う剩余金の配当の額が第1回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、第1回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（2）に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第1回A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1回A種優先配当金の支払いは、当該第1回A種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（3）に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき金100万円を支払う。第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第1回A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第1回A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、当社に対し、第1回A種優先株主が有する第1回A種優先株式を取得し、これと引換えに当社の普通株式を交付すること（以下、当社がある種類の株式を取得し、それと引換えに当社の他の種類の株式を交付することを「転換」という。）を請求することができる。但し、下記①に定める各転換請求可能日において、剩余授権株式数（第1回A種優先株式発行要項に定義される。）が請求対象普通株式総数（第1回A種優先株式発行要項に定義される。）を下回る場合には、（I）各第1回A種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第1回A種優先株式の数に、（II）剩余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。）の第1回A種優先株式についてのみ、当該第1回A種優先株主の請求に基づくその有する第1回A種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第1回A種優先株式以外の転換請求にかかる第1回A種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

① 転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日から平成26年6月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までのうち、毎月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）（以下「転換請求可能日」という。）とする。

## ② 転換の条件

第1回A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

### (a) 当初転換価額

当初転換価額は、116円とする。

### (b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年6月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までの各転換請求可能日において、第1回A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

### (c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、平成16年8月28日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\frac{\text{新規発行}}{\text{(既発行普通株式数} + \frac{\text{普通株式数}}{\text{自己株式数}})} \times \frac{1\text{株当たりの}}{\text{1株当たりの時価}} \text{払込金額}}{\text{(既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

### (d) 転換により交付すべき普通株式の数

第1回A種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第1回A種優先株主が転換請求のために提出した}}{\text{第1回A種優先株式の払込金額相当額の総額}} \text{転換価額}$$

## (7) 強制転換条項

上記(6)①の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第1回A種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「第1回A種優先株式転換基準日」という。）以降の日で取締役会で定める日をもって、第1回A種優先株式1株の払込金額相当額を第1回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で、除して得られる数の普通株式となる。

6. 第1回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（1）に定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第1回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第1回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第1回G種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対して支払う剩余金の配当の額が第1回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対しては、第1回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録した第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（2）の定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき、第1回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第1回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1回G種優先配当金の支払いは、当該第1回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（3）に定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第1回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第1回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第1回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記①に定める各転換請求可能日において、剩余授権株式数（第1回G種優先株式発行要項に定義される。）が請求対象普通株式総数（第1回G種優先株式発行要項に定義される。）を下回る場合には、（I）各第1回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第1回G種優先株式の数に、（II）剩余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。）の第1回G種優先株式についてのみ、当該第1回G種優先株主の請求に基づくその有する第1回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第1回G種優先株式以外の転換請求にかかる第1回G種優先株式については、転換請求がなされなかつたものとみなす。

① 転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）（以下「転換請求可能日」という。）とする。

## ② 転換の条件

第1回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

### (a) 当初転換価額

当初転換価額は、113円とする。

### (b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第1回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

### (c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成16年9月1日以降、時価を下回る払込金額もって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{c} \text{新規発行} \\ (\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \end{array} \times \begin{array}{c} 1 \text{株当たりの} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{払込金額} \\ \hline 1 \text{株当たりの時価} \end{array}}{(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{c} \text{併合前発行済普通株式数} \\ \hline \text{併合後発行済普通株式数} \end{array}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

### (d) 転換により交付すべき普通株式の数

第1回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第1回G種優先株主が転換請求のために提出した}}{\text{第1回G種優先株式の払込金額相当額の総額}} \text{転換価額}$$

7. 第2回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（1）に定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第2回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第2回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第2回G種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対して支払う剩余金の配当の額が第2回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対しては、第2回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録した第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（2）の定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき、第2回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第2回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第2回G種優先配当金の支払いは、当該第2回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（3）に定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第2回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第2回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第2回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第2回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記①に定める各転換請求可能日において、剩余授権株式数（第2回G種優先株式発行要項に定義される。）が請求対象普通株式総数（第2回G種優先株式発行要項に定義される。）を下回る場合には、（I）各第2回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第2回G種優先株式の数に、（II）剩余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。）の第2回G種優先株式についてのみ、当該第2回G種優先株主の請求に基づくその有する第2回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第2回G種優先株式以外の転換請求にかかる第2回G種優先株式については、転換請求がなされなかつたものとみなす。

① 転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）（以下「転換請求可能日」という。）とする。

## ② 転換の条件

第2回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

### (a) 当初転換価額

当初転換価額は、143円とする。

### (b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第2回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

### (c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成17年3月11日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\frac{\text{新規発行}}{\text{(既発行普通株式数} - \text{自己株式数)}} \times \frac{1\text{株当たりの}}{\text{普通株式数}} \text{払込金額}}{1\text{株当たりの時価}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

### (d) 転換により交付すべき普通株式の数

第2回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第2回G種優先株主が転換請求のために提出した}}{\text{第2回G種優先株式の払込金額相当額の総額}} \text{転換価額}$$

8. 第3回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（1）に定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第3回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第3回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第3回G種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対して支払う剩余金の配当の額が第3回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対しては、第3回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（2）の定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき、第3回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第3回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第3回G種優先配当金の支払いは、当該第3回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（3）に定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第3回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第3回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第3回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第3回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記①に定める各転換請求可能日において、剩余授権株式数（第3回G種優先株式発行要項に定義される。）が請求対象普通株式総数（第3回G種優先株式発行要項に定義される。）を下回る場合には、（I）各第3回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第3回G種優先株式の数に、（II）剩余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。）の第3回G種優先株式についてのみ、当該第3回G種優先株主の請求に基づくその有する第3回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第3回G種優先株式以外の転換請求にかかる第3回G種優先株式については、転換請求がなされなかつたものとみなす。

① 転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）（以下「転換請求可能日」という。）とする。

## ② 転換の条件

第3回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

### (a) 当初転換価額

当初転換価額は、139円とする。

### (b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第3回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

### (c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成17年3月23日以降、時価を下回る払込金額をもつて普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \times \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{1\text{株当たりの時価}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

### (d) 転換により交付すべき普通株式の数

第3回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第3回G種優先株主が転換請求のために提出した第3回G種優先株式の払込金額相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

9. 第4回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（1）に定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第4回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第4回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第4回G種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第4回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対しては、第4回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（2）に定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき、第4回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第4回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第4回G種優先配当金の支払いは、当該第4回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（3）に定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第4回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第4回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第4回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第4回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記①に定める各転換請求可能日において、剰余授権株式数（第4回G種優先株式発行要項に定義される。）が請求対象普通株式総数（第4回G種優先株式発行要項に定義される。）を下回る場合には、（I）各第4回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第4回G種優先株式の数に、（II）剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。）の第4回G種優先株式についてのみ、当該第4回G種優先株主の請求に基づくその有する第4回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第4回G種優先株式以外の転換請求にかかる第4回G種優先株式については、転換請求がなされなかつたものとみなす。

① 転換を請求し得べき期間

平成19年10月1日以降のうち、毎月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）（以下「転換請求可能日」という。）とする。

## ② 転換の条件

第4回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

### (a) 当初転換価額

当初転換価額は、258円とする。

### (b) 転換価額の修正

転換価額は、平成19年10月1日以降の各転換請求可能日において、第4回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の30%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

### (c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成18年1月31日以降、時価を下回る払込金額をもつて普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \times \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{1\text{株当たりの時価}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

### (d) 転換により交付すべき普通株式の数

第4回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第4回G種優先株主が転換請求のために提出した第4回G種優先株式の発行価格の総額}}{\text{転換価額}}$$

## 10. 優先順位

### (1) 優先配当金の優先順位

A種優先配当金、B種優先配当金、D種優先配当金、E種優先配当金、F種優先配当金及びG種優先配当金の支払順位は、B種優先配当金及びF種優先配当金を第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先配当金、D種優先配当金、E種優先配当金及びG種優先配当金を第2順位（それらの間では同順位）とする。

### (2) 優先中間配当金の優先順位

A種優先中間配当金、B種優先中間配当金、D種優先中間配当金、E種優先中間配当金、F種優先中間配当金及びG種優先中間配当金の支払順位は、B種優先中間配当金及びF種優先中間配当金を第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先中間配当金、D種優先中間配当金、E種優先中間配当金及びG種優先中間配当金を第2順位（それらの間では同順位）とする。

### (3) 残余財産の分配の優先順位

A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、B種優先株式、C種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式にかかる残余財産の分配の支払いを第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式にかかる残余財産の分配の支払いを第2順位（それらの間では同順位）とする。

11. 当社は、普通株式のほかに各種優先株式を発行しているが、単元株式数については、普通株式と各種優先株式の発行価額の差異等を勘案して、普通株式は100株、各種優先株式は1株としている。  
また、議決権については、普通株式は議決権を有するが、各種優先株式は、その株主等が、剩余金の配当・残余財産の分配において普通株式の株主等に比し優先的な取扱いを受けることが予定されていること等を勘案して、法令に定める場合を除き、議決権を有しないこととしている。
12. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。
13. 平成25年8月1日付で普通株式について、10株を1株の割合で併合している。
14. 平成25年8月1日付で普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更している。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第2四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が次のとおり行使されている。

①第1回A種優先株式

	第2四半期会計期間 (平成25年7月1日から 平成25年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（株）	5,400
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数（株）	49,999,999
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）	108
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額（百万円）	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（株）	87,800
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株）	860,981,214
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	101
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（百万円）	—

(注) 当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等は、平成25年7月10日付、第1回A種優先株式の普通株式への転換のみであるため、平成25年8月1日付、普通株式併合以前の株式数及び金額で記載している。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本 準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年 7月10日 (注)	普通株式 49,999,999	普通株式 6,228,939,744 第1回A種優先株式 47,600 第1回G種優先株式 130,000 第2回G種優先株式 168,393 第3回G種優先株式 10,200 第4回G種優先株式 30,000	—	657,355,060	—	433,202,060

(注) 普通株式の増加は、第1回A種優先株式の普通株式への転換によるものである。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本 準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年 8月1日 (注)	普通株式 △5,606,045,770	普通株式 622,893,974 第1回A種優先株式 47,600 第1回G種優先株式 130,000 第2回G種優先株式 168,393 第3回G種優先株式 10,200 第4回G種優先株式 30,000	△491,653,816	165,701,243	△433,202,060	—

(注) 1. 普通株式の減少は、普通株式について10株を1株の割合で併合したことによるものである。

2. 会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金が減少している。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本 準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年 9月26日 (注)	第1回A種優先株式 △5,400	普通株式 622,893,974 第1回A種優先株式 42,200 第1回G種優先株式 130,000 第2回G種優先株式 168,393 第3回G種優先株式 10,200 第4回G種優先株式 30,000	—	165,701,243	—	—

(注) 第1回A種優先株式の減少は、自己株式の消却によるものである。

## (6) 【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
三菱重工業株式会社	東京都港区港南2丁目16-5	94,452	15.15
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3番1号	87,253	13.99
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	30,488	4.89
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	13,064	2.09
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人：資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2丁目1-1 (東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟)	9,459	1.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	7,691	1.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	7,360	1.18
チーズ マンハッタン バンク ジーティーエス クライアント アカウントエスクロウ (常任代理人：株式会社みずほ銀行決済営業部)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4丁目16-13)	5,677	0.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8-11	4,447	0.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	東京都中央区晴海1丁目8-11	4,408	0.70
計	-	264,304	42.40

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりである。

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権 個数（個）	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合（%）
三菱重工業株式会社	東京都港区港南2丁目16-5	944,373	15.16
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3番1号	871,950	14.00
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	302,314	4.85
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	130,145	2.09
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人：資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2丁目1-1 (東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟)	94,594	1.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	76,915	1.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	73,601	1.18
チーズ マンハッタン バンク ジーティーエス クライアント アカウント エスクロウ (常任代理人：株式会社みずほ銀行決済営業部)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4丁目16-13)	56,775	0.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8-11	44,475	0.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	東京都中央区晴海1丁目8-11	44,088	0.70
計	-	2,639,230	42.38

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回A種優先株式 42,200	—	(注)1.
	第1回G種優先株式 130,000		
	第2回G種優先株式 168,393		
	第3回G種優先株式 10,200		
	第4回G種優先株式 30,000		
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 221,200	—	単元株式数 100株 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 622,612,700 (注)2.	6,226,127	同上
単元未満株式	普通株式 60,074 (注)3.	—	同上
発行済株式総数	623,274,767	—	—
総株主の議決権	—	6,226,127	—

(注) 1. (1) 株式の総数等 ②発行済株式 (注) 2. ~ (注) 14. を参照。

2. 「完全議決権株式(その他)」の欄には証券保管振替機構名義の株式6,400株(議決権の数64個)が含まれている。

3. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式54株が含まれている。

②【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝五丁目33番8号	221,200	—	221,200	0.03
計	—	221,200	—	221,200	0.03

## 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はない。

(注) 執行役員の異動は次の通りである。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
常務執行 役員	名古屋製作所長	常務執行 役員	ミツビシ・モーターズ(タイラ ンド)・カンパニー・リミテッ ド取締役副社長・C O O (最高 執行責任者)	安藤 剛史	平成25年7月1日

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	平成24年連結会計年度 (平成25年3月31日)	平成25年度 第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流动資産		
現金及び預金	409,509	329,651
受取手形及び売掛金	149,555	137,888
商品及び製品	143,046	179,258
仕掛品	33,979	28,324
原材料及び貯蔵品	25,295	33,201
その他	123,906	106,967
貸倒引当金	△6,312	△4,872
流动資産合計	878,980	810,418
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	82,541	80,108
機械装置及び運搬具（純額）	139,756	147,625
工具、器具及び備品（純額）	51,977	53,877
土地	99,432	99,845
建設仮勘定	13,196	11,689
有形固定資産合計	386,903	393,146
無形固定資産	12,894	12,339
投資その他の資産		
投資有価証券	67,251	66,909
その他	117,014	125,239
貸倒引当金	△10,234	△9,937
投資その他の資産合計	174,031	182,210
固定資産合計	573,829	587,696
資産合計	1,452,809	1,398,114

(単位：百万円)

	平成24年連結会計年度 (平成25年3月31日)	平成25年度 第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	313,810	305,557
短期借入金	113,984	85,127
1年内返済予定の長期借入金	143,271	109,661
未払金及び未払費用	106,168	107,147
未払法人税等	8,360	5,315
製品保証引当金	28,273	30,148
その他	73,378	69,930
<b>流動負債合計</b>	<b>787,248</b>	<b>712,888</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	107,125	86,794
退職給付引当金	111,660	112,707
役員退職慰労引当金	912	912
その他	94,634	88,763
<b>固定負債合計</b>	<b>314,333</b>	<b>289,178</b>
<b>負債合計</b>	<b>1,101,581</b>	<b>1,002,066</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	657,355	165,701
資本剰余金	432,666	217
利益剰余金	△688,049	282,783
自己株式	△217	△219
<b>株主資本合計</b>	<b>401,754</b>	<b>448,482</b>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	5,222	5,284
繰延ヘッジ損益	2,980	△389
為替換算調整勘定	△69,759	△67,400
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>△61,556</b>	<b>△62,505</b>
<b>少数株主持分</b>	<b>11,030</b>	<b>10,069</b>
<b>純資産合計</b>	<b>351,227</b>	<b>396,047</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,452,809</b>	<b>1,398,114</b>

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	平成24年度 第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	平成25年度 第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
売上高	859,960	929,004
売上原価	700,223	721,415
売上総利益	159,736	207,589
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費及び販売促進費	31,805	51,750
運賃	21,402	25,023
貸倒引当金繰入額	△145	△577
役員報酬及び給料手当	29,973	31,753
退職給付引当金繰入額	2,554	2,127
減価償却費	4,172	4,745
研究開発費	18,010	16,628
その他	21,141	25,316
販売費及び一般管理費合計	128,913	156,768
営業利益又は営業損失(△)	30,822	50,820
営業外収益		
受取利息	1,520	2,658
為替差益	—	10,641
持分法による投資利益	5,103	1,592
その他	2,342	1,591
営業外収益合計	8,966	16,482
営業外費用		
支払利息	5,364	5,238
為替差損	157	—
その他	2,617	1,091
営業外費用合計	8,140	6,330
経常利益又は経常損失(△)	31,648	60,973
特別利益		
固定資産売却益	114	628
投資有価証券売却益	11,401	6
その他	157	2
特別利益合計	11,674	637
特別損失		
固定資産除却損	485	1,566
投資有価証券評価損	29	799
その他	381	433
特別損失合計	897	2,800
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	42,426	58,810
法人税等合計	10,655	10,456
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	31,770	48,354
少数株主利益	1,709	1,623
四半期純利益又は四半期純損失(△)	30,060	46,730

【四半期連結包括利益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	平成24年度 第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	平成25年度 第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失（△）	31,770	48,354
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△8,257	51
繰延ヘッジ損益	△3,812	△3,048
為替換算調整勘定	△12,816	△4,214
持分法適用会社に対する持分相当額	632	6,230
その他の包括利益合計	△24,253	△981
四半期包括利益	7,516	47,373
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	6,015	45,787
少数株主に係る四半期包括利益	1,500	1,585

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	平成24年度 第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	平成25年度 第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失（△）	42,426	58,810
減価償却費	26,073	29,024
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△1,150	△1,374
退職給付引当金の増減額（△は減少）	1,486	1,094
受取利息及び受取配当金	△2,593	△3,640
支払利息	5,364	5,238
為替差損益（△は益）	2,188	△5,529
持分法による投資損益（△は益）	△5,103	△1,592
固定資産除売却損益（△は益）	395	1,320
投資有価証券売却損益（△は益）	△11,401	△6
売上債権の増減額（△は増加）	25,874	9,206
たな卸資産の増減額（△は増加）	△13,771	△38,631
仕入債務の増減額（△は減少）	△30,005	△4,722
その他	29,548	21,256
小計	<u>69,332</u>	<u>70,455</u>
利息及び配当金の受取額	4,895	4,297
利息の支払額	△5,499	△5,374
法人税等の支払額	△15,417	△18,870
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<u>53,310</u>	<u>50,508</u>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の増減額（△は増加）	△20,940	16,069
有形固定資産の取得による支出	△24,753	△42,411
有形固定資産の売却による収入	4,209	6,804
投資有価証券の取得による支出	△0	△0
投資有価証券の売却による収入	12,406	18
関係会社出資金の払込による支出	△11,381	—
長期貸付けによる支出	—	△4,179
長期貸付金の回収による収入	206	24
その他	4,318	△1,452
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<u>△35,934</u>	<u>△25,126</u>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の増減額（△は減少）	△41,887	△42,601
長期借入れによる収入	67,263	2,893
長期借入金の返済による支出	△51,525	△45,681
少数株主への配当金の支払額	△983	△2,611
その他	△2,776	△2,371
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<u>△29,910</u>	<u>△90,372</u>
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<u>△4,975</u>	<u>1,952</u>
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△17,509	△63,037
現金及び現金同等物の期首残高	310,993	361,167
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	37	—
<b>現金及び現金同等物の四半期末残高</b>	<u>※ 293,521</u>	<u>※ 298,129</u>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務等

(1) 保証債務

平成24年連結会計年度 (平成25年3月31日)			平成25年度 第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)		
被保証者	保証金額	被保証債務の内容	被保証者	保証金額	被保証債務の内容
ピーシーエムエー ・ルス・エルエル シー	12,638百万円	銀行借入金他	ピーシーエムエー ・ルス・エルエル シー	12,479百万円	銀行借入金他
従業員	1,174	(注)	従業員	1,069	(注)
その他	512	銀行借入金他	その他	227	銀行借入金他
計	14,325		計	13,775	

(注) 「社員財形住宅資金」等に係る銀行借入金

(2) 保証債務に準ずる債務

平成24年連結会計年度 (平成25年3月31日)			平成25年度 第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)		
対象者	対象金額	対象債務の内容			
サフォーク・リー シング・インク	3,431百万円	(注)			

(注) 米国子会社のリース契約に係わる賃貸人の少数出資者へ支払うべき残高である。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりである。

	平成24年度 第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	平成25年度 第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
現金及び預金	314,941百万円	329,651百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△21,420	△31,522
現金及び現金同等物	293,521	298,129

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 平成24年度第2四半期連結累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益（又は損失）の金額に関する情報

(単位：百万円)

	自動車	金融	計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	855,030	4,930	859,960	—	859,960
(2) セグメント間の内部売上高	(0)	—	(0)	0	—
計	855,029	4,930	859,960	0	859,960
セグメント利益（又は損失）	29,378	1,444	30,822	0	30,822

(注) 1. セグメント利益（又は損失）の調整額は、セグメント間取引消去によるものである。

2. セグメント利益（又は損失）は、四半期連結損益計算書の営業利益（又は営業損失）と一致している。

(地域に関する補足情報)

1. 外部顧客の所在地を基礎として区分した外部顧客に対する売上高

(単位：百万円)

	日本	北米	欧州	アジア	オセアニア	その他	計
売上高							
外部顧客に対する売上高	154,929	79,792	210,811	224,986	75,013	114,426	859,960

(注) 本邦以外の区分に属する主な国または地域

- (1) 北米・・・・・米国
- (2) 欧州・・・・・オランダ、イタリア、ドイツ、ロシア、ウクライナ
- (3) アジア・・・・・タイ、マレーシア、台湾、中国
- (4) オセアニア・・・・オーストラリア、ニュージーランド
- (5) その他・・・・・U. A. E.、ペルトリコ

2. 当社及び連結子会社の所在地を基礎として区分した売上高及び営業利益（又は営業損失）

(単位：百万円)

	日本	北米	欧州	アジア	オセアニア	その他	計	消去又は全社	連結
売上高									
(1) 外部顧客に対する売上高	513,376	72,975	41,561	144,073	75,013	12,958	859,960	—	859,960
(2) セグメント間の内部売上高	186,888	4,698	21,977	157,986	54	—	371,605	(371,605)	—
計	700,264	77,674	63,539	302,060	75,068	12,958	1,231,565	(371,605)	859,960
営業利益 (又は営業損失)	(9,645)	(2,324)	6,570	34,302	260	288	29,451	1,370	30,822

(注) 本邦以外の区分に属する主な国または地域

- (1) 北米・・・・・米国
- (2) 欧州・・・・・オランダ、ドイツ、ロシア
- (3) アジア・・・・・タイ、フィリピン
- (4) オセアニア・・・・オーストラリア、ニュージーランド
- (5) その他・・・・・U. A. E.、ペルトリコ

II 平成25年度第2四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益（又は損失）の金額に関する情報

(単位：百万円)

	自動車	金融	計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	923,147	5,857	929,004	—	929,004
(2) セグメント間の内部売上高	(24)	—	(24)	24	—
計	923,123	5,857	928,980	24	929,004
セグメント利益（又は損失）	49,836	959	50,796	24	50,820

(注) 1. セグメント利益（又は損失）の調整額は、セグメント間取引消去によるものである。

2. セグメント利益（又は損失）は、四半期連結損益計算書の営業利益（又は営業損失）と一致している。

(地域に関する補足情報)

1. 外部顧客の所在地を基礎として区分した外部顧客に対する売上高

(単位：百万円)

	日本	北米	欧州	アジア	オセアニア	その他	計
売上高							
外部顧客に対する売上高	202,562	107,980	195,051	186,588	108,435	128,386	929,004

(注) 本邦以外の区分に属する主な国または地域

- (1) 北米・・・・・米国
- (2) 欧州・・・・・ロシア、フランス、ドイツ、オランダ
- (3) アジア・・・・・タイ、インドネシア、フィリピン、中国、台湾
- (4) オセアニア・・・・オーストラリア、ニュージーランド
- (5) その他・・・・・ブラジル、U.A.E.、ペルトリコ

2. 当社及び連結子会社の所在地を基礎として区分した売上高及び営業利益（又は営業損失）

(単位：百万円)

	日本	北米	欧州	アジア	オセアニア	その他	計	消去又は全社	連結
売上高									
(1) 外部顧客に対する売上高	548,756	98,756	44,683	114,778	108,435	13,594	929,004	—	929,004
(2) セグメント間の内部売上高	239,950	28,502	903	169,946	74	0	439,377	(439,377)	—
計	788,706	127,259	45,586	284,724	108,510	13,594	1,368,382	(439,377)	929,004
営業利益 (又は営業損失)	26,587	(87)	2,182	26,578	1,238	776	57,274	(6,453)	50,820

(注) 本邦以外の区分に属する主な国または地域

- (1) 北米・・・・・米国
- (2) 欧州・・・・・オランダ、ドイツ、ロシア
- (3) アジア・・・・・タイ、フィリピン
- (4) オセアニア・・・・オーストラリア、ニュージーランド
- (5) その他・・・・・U.A.E.、ペルトリコ

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	平成24年度第2四半期 連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	平成25年度第2四半期 連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	54円8銭	75円44銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額（百万円）	30,060	46,730
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額（百万円）	30,060	46,730
普通株式の期中平均株式数（千株）	555,863	619,459
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	29円58銭	47円45銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額（百万円）	—	—
普通株式増加数（千株）	460,389	365,478
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—————	—————

(注) 平成25年8月1日付で普通株式10株を1株の割合で併合しており、平成24年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額を算定している。

(重要な後発事象)

「三菱自動車 資本再構築プラン」について

当社は、平成25年11月6日開催の取締役会において、当社普通株式の公募増資を実施し、その発行手取金を原資に当社優先株式を取得すること等の諸施策により、当社優先株式の全量処理と普通株主への復配を実現することにより、再生企業からの脱却を図り新たな成長ステージへと歩みを進めることを目的とした「三菱自動車 資本再構築プラン」（以下「本プラン」という。）の策定及び本プランに基づく諸施策の実施について決議した。また、当社優先株式を保有する三菱重工業株式会社（以下「三菱重工業」という。）、三菱商事株式会社（以下「三菱商事」という。）、株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「三菱東京UFJ銀行」という。）及び三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「三菱UFJ信託銀行」という。）（以下、三菱重工業、三菱商事及び三菱東京UFJ銀行を併せて「株主3社」といい、株主3社及び三菱UFJ信託銀行を併せて「優先株主4社」という。）との間で資本政策に関する覚書を締結し、これと同時に、各優先株主4社との間で、今後の優先株式の取扱い等についてそれぞれ確認書を締結した。

本プランの内容については、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 （4）事業上及び財務上の対処すべき課題 II 「三菱自動車 資本再構築プラン」について」に記載のとおりである。

## 2 【その他】

該当事項はない。

## **第二部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項なし。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月13日

三菱自動車工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂本 満夫 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水野 友裕 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安永 千尋 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱自動車工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱自動車工業株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年11月6日開催の取締役会において、「三菱自動車 資本再構築プラン」（以下「本プラン」という。）の策定及び本プランに基づく諸施策の実施について決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月13日
【会社名】	三菱自動車工業株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI MOTORS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 益子 修
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はない。
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

**1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】**

当社取締役社長益子修は、当社の平成25年度第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認した。

**2 【特記事項】**

特記すべき事項はない。